



**JCLU**

社団法人自由人権協会

**社団法人自由人権協会**

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2009年3月30日

社団法人自由人権協会  
代表理事 羽柴 駿  
同 紙谷 雅子  
同 田中 宏  
同 喜田村 洋一  
同 三宅 弘

横浜事件第4次再審判決に関するJCLU声明

本日、横浜地方裁判所は、いわゆる横浜事件第4次再審請求事件について、免訴の判決を下した。

横浜事件は、特定の思想・信条を持っているとの見込みのもと、雑誌編集者や新聞記者などの言論人が、治安維持法違反を理由に大量に逮捕された上、過酷な拷問を受けて自白を迫られ、獄死者まで出した、近現代史上まれにみる言論・思想弾圧事件である。

しかも、今回、再審請求をしていた事案において、起訴を受けた横浜地方裁判所は、1945年9月、戦争が終了していたにもかかわらず、虚偽自白をもとに有罪判決を下し、その後は、あえて裁判記録を廃棄するという暴挙にでるなど、本件は、司法権を含めた国家権力により、事件がねつ造・隠ぺいされた冤罪事件である。

自由で民主的な社会を構築するために、思想、表現の自由は最大限尊重をされなければならない。わが国が無謀にも先の大戦に突入し、しかも、大量の市民が殺戮され国土が焦土化されるまで戦争の遂行を止められなかったのは、戦前、明治憲法の下で、政府を批判する自由な表現活動が制限されていたことに、最も大きな要因がある。

当協会は、設立以後60年以上にわたって、思想、表現の自由の重要性を訴え、さまざまな機会を通じて、先進的な活動を行ってきた。しかし、この脆弱な権利・自由を享受し続けるためには、日々生起する問題を契機としてその重要性を訴え続けるだけでなく、過去の事件の真相究明に加え、明らかにされた事実に対して真摯に向き合い、反省する姿勢が重要である。この意味で、本日の横浜地裁判決が、十分な事実究明をすることなく、治安維持法が廃止されていることを理由に、形式的に免訴の判決で訴訟を終結させたことは、大変残念で、失望を感じる。

現在、思想・良心の自由、表現の自由は危機に立たされている。これらの自由の重要性に目を向けない君が代のピアノ伴奏事件判決をはじめとする一連の裁判例、ビラの投函やデモ行進者の逮捕に見られる警察権力の過度の介入、右翼団体の活動におびえて映画の上映やホテル会場の利用拒絶といった事件まで発生している。

当協会は、本日の横浜地裁の判決に強く抗議の意思を示しつつ、今後も、当協会に寄せられる期待に応え、より一層、思想・良心の自由、表現の自由の保障のために不断の努力を続けていく決意を新たにしている。

以上